

## 顕彰制度審査基準

- ① 学業及び学術研究活動において、顕著な業績を挙げ、一定の評価を受けた者（個人・団体）。

上記第1項は、＜学術・研究活動における業績の評価に関わる案件の審査基準＞を示す。具体的には、以下のとおり；

**国際的または全国的規模の学会等での発表において、優れた功績が認められたこと。あるいは国際的又は全国的規模の学術誌への掲載等において、優れた功績が認められたこと**

- ② 学内外課外活動において、顕著な功績を挙げた者（個人・団体）。

上記第2項は、＜体育会系および文化系クラブ等の競技大会またコンクール等の成績に関わる案件の審査基準＞を示す。具体的には以下のとおり；

**「明確な順位付け」が行われる全国大会・コンクール、あるいはこれに準ずる大会・コンクール（都大会など）において入賞したこと。また特に文化系クラブ活動においては「優勝・優秀賞」「〇〇賞」など、表彰の対象となったこと  
下部リーグでの優勝に伴う上部リーグ等への昇格などのケースも、一定の成果として考慮する**

- ③ 各種社会活動において、その活動実績が認められ、他の学生の模範となった者（個人・団体）。

上記第3項は、＜ボランティアその他の社会活動等、競技大会またコンクール等に関わらない案件の審査基準＞を示す。具体的には以下のとおり；

**学生本人の自発的意志に基づき行われた計画的な活動であって、行政や民間の公益団体等の公的な機関から表彰を受けたこと、あるいは活動が新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等のメディアで取り上げられるなど、広くその活動が認められたこと**

- 申請書類の提出があった後、学生・就職委員会メンバーによる、**申請者に対する「ヒアリング」**を実施し、公正な審査を期す。

以上